

「自宅の改修をお考えの皆さんへ」
「住宅リフォーム促進事業」

市 商 工 課

市では、市民の皆さんが、市内に本社がある法人および個人の施工業者を利用して自宅の修繕、補修工事など（住宅リフォーム）を行う場合に、その経費の一部を補助します。

これは、緊急雇用対策として、市内産業の活性化による雇用の確保や雇用の安定を図るために実施するものです。

対象工事 工事経費が20万円以上（消費税を含む）で、平成15年4月1日以降に着工して年度内（平成16年3月31日まで）に完了する工事で、次に該当するもの

住宅（建物に限る）の修繕、補修、模様替え工事

住宅への防犯機能付与・強化工事（感知ライト、防犯システム設置など）

供用開始の日が平成14年度以降の区域における公共下水道工事

対象住宅 市民が自ら住んでいる市内の持ち家（マンションなどの場合は、専有部分のみ対象）

補助金額 工事経費の10%で、最高10万円（ただし、千円未満は切り捨て）

申込資格 次の要件をすべて満たしている人

彦根市内にお住まいの彦根市民であること

市税の滞納や市の各種融資の償還について滞納がないこと
補助対象住宅に現に居住している、その住宅の所有者であること

対象となる工事について、これまで国・県・市の制度の補助を受けていないこと
この事業の補助を受けられるのは、同一住宅および同一人について1回限りです。

申込期間 4月1日（火）～同30日（水）（必着）

申込方法 はがきに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、予定工事内容、予定工事費、予定施工業者名とその本社の所在地、工事着工および完了予定日を書いて市商工課（〒522-8501）へ。

施工業者 工事の時期が未定の場合でも、市内に本社のある業者に発注する予定であれば申し込むことができます。

また、工事費の見積もりがまだの場合は予算額を、工事予定日が未定の場合は希望日を書いて申し込んでください。

申込期間終了後、申請書類を送付します。
申込者が多数の場合、抽選に

なる場合もあります。

補助金の申請には、工事着手前と完了後の写真（同じ位置から撮影したもの）が必要です。

問い合わせ先 市商工課 ☎ ② 1
4 1 1 番内線 3 2 8 番 FAX
② 1 3 9 8 番